

担い手経営発展支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 担い手経営発展支援事業補助金の実施については、十日町市補助金等交付規則及び十日町市農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 積極的に規模拡大を行う意欲のある農業者に対し、今後の経営発展に必要となる農業機械の導入費用の一部を支援することで、担い手への集積と地域農業の継続を図る。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、十日町市内に住所を有し、納期限の到来した市税を完納している、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本事業又は過去に認定農業者経営発展支援事業、中山間地域担い手組織支援事業の交付決定を受けた者は、当該事業における目標年度を終了した者に限る。

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) 3人以上の農業者で構成される団体（規約を有している）
- (4) 農業参入法人（一般法人、農地所有適格法人）
- (5) その他市長が認める団体

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助の対象となる経費及び補助率等は別表1のとおりとし、補助金については第5条2項の申請期限までに交付申請のあったものについて、予算の範囲内で交付する。

2 第5条第2項の申請期限までに交付申請のあった補助対象経費の総額が事業予算に達した場合、スマート農業機械を優先し、予算の範囲内で配分する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、十日町市農林水産業総合振興事業費補助金交付申請書に、必要とする書類を添えて提出しなければならない。

2 申請の期限は、4月10日までとする。ただし、交付申請の総額が事業予算に達しない場合はこの限りでない。

(補助要件)

第6条 申請者は、目標年度（事業実施年度の翌々年度）に、経営面積を現状（事業実施前年度）より10%以上増加させなければならない。経営面積に作業受託面積は含めないものとする。ただし、第3条第3号に該当する補助対象者は作業受託面積を含めるものとする。

(達成状況報告)

第7条 申請者は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、達成状況報告書により目標に対する達成状況を報告しなければならない。ただし、目標年度を待たずして、目標を達成した場合は、その後の報告は不要とする。なお、目標年度において目標未達成であった申請者は、未達成理由と、目標達成に向けた方策を達成状況報告書に具体的に明記し、その後の目標達成に努めなければならない。

(その他)

第8条 事業費の価格決定については、原則として複数の業者による見積り合わせ又は入札を行い決定すること。なお、事業の対象となる機械等が中古機械の場合は不要とする。

2 申請者は補助対象機械の導入に係る代金の全額を事業実施年度内に支払うこと。

3 「スマート農業機械」とは、農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに記載されている、又はこれらと同等以上の機能を有すると認められたものをいう。

附 則 この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

補助の対象となる経費	補助率等	備考
目標の達成に必要な農業機械の導入費	補助率 1/5以内 (千円未満切捨て) 補助上限額 200千円 下限事業費 100千円	<ul style="list-style-type: none">既存機械を下取りに出す場合は、その下取り価格を除いた額を補助対象経費とする。中古機械の場合は、製造年及び残存耐用年数を見積書で確認できるものとする。農業以外にも使用可能な汎用性のある牽引車、トラック、パソコン等は補助対象外とする。個人間で売買を行う場合は補助対象外とする。リースは補助対象外とする。

○残存耐用年数（処分制限期間）の算出方法

1. 法定耐用年数（7年）の全部を経過した資産

2年

2. 法定耐用年数（7年）の一部を経過した資産

(7年 - 経過した年数) + (経過した年数 × 20%)

※計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合は、2年とする。